

(別紙2)

事業対象外経費一覧

(1) 謝金・旅費

- ・自家用車を使用する場合は必要性記載の理由書が必須。

謝金 (対象外経費)	・事務局に提出する書類の作成等に係る賃金
旅費 (対象外経費)	・日当 ・参加者の旅費 ・往復 100km 未満の移動に係る列車の特急料金 ・特別料金 (グリーン料金、ビジネスクラス料金等) ・高速道路料金 ・ガソリン代 ・宿泊に係る食事代 ・駐車場代

(2) 借損料 (会場使用料、必要機材レンタル等)

- ・団体及び構成団体・構成員の所有物にかかるレンタル料は認められない。
- ・車両を借上げする場合、必要性について記載された理由書が必須。

借損料 (対象外経費)	・団体の運営に係る打合せ等の会場費 ・家賃、事務所賃料 ・事業実施日以外の会場使用料 ・参加者数を著しく上回る数量の物品に係る借損料
-------------	---

(3) 消耗品費

- ・単価 5 万円（税込）未満に限る。

消耗品費（対象外経費）	<ul style="list-style-type: none">・ 飲食費、菓子折、手見上げ、酒類等・ 備品類（机、椅子等。事業終了後も使用できるもの含む）・ 団体所有物以外（団体構成員個人の所有物等）の用具の新調・ 開催期間後に購入したもの・ 転売可能な電化製品・ 体験時に使用していないテキストや DVD などの配布物・ 個人が所有することになる物品・ 印鑑・ クリーニング代・ お礼状、表彰状、参加者への配布写真
-------------	--

(4) 雑役務費

雑役務費（対象外経費）	<ul style="list-style-type: none">・ 団体所有物以外（団体構成員個人の所有物等）の用具修理費・ 開催期間終了後の用具修繕費・ 電話、FAX、インターネット代・ 収入印紙、証紙代・ オンライン会議等ツールの登録料・ 団体の活動広報費
-------------	---

(5) 保険料

保険料（対象外経費）	<ul style="list-style-type: none">・ 指導者の保険料・ 物品に対する保険料・ 年間契約又は開催期間外の保険料・ 参加者が加入していることが証明できない保険料
------------	--